

専第10号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月15日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 1,782,930円

相手方		事由
名称	住所	
有限会社菅原建設運輸	鹿屋市下祓川町3663番地	曾於畑地かんがい農業推進センター所属の公用車による交通事故（物品損傷）